

弁護士報酬等基準額 (日本弁護士連合会報酬基準より：平成7年10月施行、平成13年5月改定)

種類	相談種類	相談料金
1. 法律相談	初回市民法律相談料	30分ごとに5000円から1万円の範囲内の一定額
	一般法律相談料	30分ごとに5000円から2万5000円の範囲内の額
	※初回市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談(事業に関する法律相談を除く) ※一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談	
2. 書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは10万円から30万円の範囲内の額

※経済的利益とは事件処理によって確保しようとする依頼者の経済的利益のこと

1. 訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く) 非訟事件 家事審判事件 行政事件 仲裁事件	経済的利益	着手金	報酬金
	300万円以下	8%(最低額は10万円)	16%
	300万円超え3,000万円以下	5%+9万円	10%+18万円
	3,000万円超え3億円以下	3%+69万円	6%+138万円
	3億円超え	2%+369万円	4%+738万円
2. 調停事件及び示談交渉事件 ※示談交渉とは裁判外の和解交渉のこと	1. に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※示談交渉から引続き調停へ、示談交渉又は調停から引続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、原則として1. 又は5. の額の2分の1 ※着手金の最低額は10万円		
3. 契約締結交渉	経済的利益	着手金	報酬金
	300万円以下	2%(最低額は10万円)	4%
	300万円超え3,000万円以下	1%+3万円	2%+6万円
	3,000万円超え3億円以下	0.5%+18万円	1%+36万円
	3億円超え	0.3%+78万円	0.6%+156万円
4. 督促手続事件	経済的利益	着手金	報酬金
	300万円以下	2%(最低額は5万円)	1. 又は5. の額の2分の1 ※報酬金は依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ請求できない。
	300万円超え3,000万円以下	1%+3万円	
	3,000万円超え3億円以下	0.5%+18万円	
	3億円超え	0.3%+78万円	
	※訴訟に移行したときの着手金は、1. 又は5. の額と上記の額の差額とする。		
5. 手形・小切手訴訟事件	経済的利益	着手金	報酬金
	300万円以下	4%(最低額は5万円)	8%
	300万円超え3,000万円以下	2.5%+4.5万円	5%+9万円
	3,000万円超え3億円以下	1.5%+34.5万円	3%+69万円
	3億円超え	1%+184.5万円	2%+369万円

6. 離婚事件	事件の内容		着手金及び報酬金		
	離婚調停・交渉事件、離婚仲裁センター事件		20万円から50万円の範囲内の額		
	離婚訴訟事件		30万円から60万円の範囲内の額		
	※離婚交渉から引続き離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※離婚調停から引続き離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に1.又は2.による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さや事件処理に要する手数の繁簡等を考慮して増減することができる。				
7. 境界に関する事件	着手金及び報酬金		30万円から60万円の範囲内の額		
	※1.の額が上記の額より上回るときは、1.による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さや事件処理に要する手数の繁簡等を考慮して増減することができる。				
8. 借地非訟事件	借地権の額	5,000万円以下		5,000万円超え	
	着手金	20万円から50万円の範囲内の額		左記の額に5,000万円を超える部分の0.5%を加算した額	
	報酬金	申立人の場合	申立人が認められたとき	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1.による。	
			相手方の介入権が認められたとき	財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1.による。	
9. 倒産整理事件	着手金		報酬金		
	事業者の自己破産事件 50万円以上 非事業者の自己破産事件 20万円以上 自己破産以外の破産事件 50万円以上 会社整理事件 100万円以上 特別清算事件 100万円以上 会社更生事件 200万円以上	1.を準用する。経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。			
10. 民事再生事件	着手金		報酬金		
	事業者の民事再生事件 100万円以上 非事業者の民事再生事件 30万円以上 小規模個人再生事件及び 給与取得者等再生事件 20万円以上	1.を準用する。経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定し、月額弁済額も考慮する。			
	※再生手続き開始から終了までの執務の対価として、依頼者と協議の上、月額弁済額を定めることができる。 ※報酬金は依頼者が再生計画認可決定を受けたときに限り、受けることができる。				
11. 任意整理事件	着手金		事業者の任意整理事件 50万円以上 非事業者の任意整理事件 20万円以上		
	報酬金				
	弁護士の債券取立等による配当源資額		依頼者から任意提供を受けた配当源資額		
	500万円以下	15%	5,000万円以下	3%	
500万円超え1,000万円以下	10%+25万円	5,000万円超え1億円以下	2%+50万円		
1,000万円超え5,000万円以下	8%+45万円	1億円を超えるもの	1%+150万円		
5,000万円超え1億円以下	6%+145万円				
1億円を超えるもの	5%+195万円				